

通所介護重要事項説明書

1. 寿デイ・サービスセンターが提供するサービスについての相談窓口

電話 TEL 042-392-7721 (午前8時45分～午後17時30分まで)

FAX 042-392-7707 (24時間受付)

担当 別に定めます。(以下【契約書別紙】という)

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 寿デイ・サービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	寿デイ・サービスセンター
所在地	東村山市富士見町2丁目1番地2
介護保険指定番号	通所介護 (指定番号1372700243号)
サービスを提供する対象地域 *	原則として、東村山市、小平市、東大和市にお住まいの方

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制 <通所介護>

介護保険法に定める指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準以上の職員配置をします。職員体制については【契約書別紙】に示します。

(3) 同センターの設備の概要

定員	通所介護40名 認知症対応型通所介護12名		
食堂及び機能訓練室	1室 208.035㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	静養室	2室 2床
		送迎車	5台

(4) 営業日時

毎週月曜日から土曜日までとする(祝日を含む)。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

午前8時45分から午後5時30分

(5) サービス提供時間

午前8時45分から午後5時30分

3. サービス内容

① 送迎 ② 食事 ③ 入浴

④ 生活相談 ⑤ 健康相談

⑥ 各種加算事業

(通所介護:個別機能訓練、生活機能向上連携、栄養改善、口腔機能向上、

入浴介助、口腔・栄養スクリーニング、若年性認知症利用者受入、認知症、サービス提供強化、介護職員処遇改善、介護職員等特定処遇改善加算、科学的介護推進体制、栄養アセスメント
介護職員等ベースアップ等支援加算)

* 中重度、ADL維持等

(介護予防・日常生活支援総合事業：運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、生活機能向上グループ活動、選択的サービス複数実施、若年性認知症利用者受入、サービス提供体制強化、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、科学的介護推進体制、栄養アセスメント介護職員等ベースアップ等支援加算)

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。

5. 当センターのサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ・ 要介護状態等の心身の特徴等を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようサービスを提供します。利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上のお世話や機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。
- ・ 事業の実施にあたっては、市及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	×	
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	事業別マニュアル
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の変更 月間送迎表により事前にご連絡します。
- ・体調確認 毎日 血圧、脈、体温、毎月 体重測定などを行います
- ・体調不良等による
サービスの中止・変更..... ご家庭にご連絡します ・ 緊急時には入院も考慮します
- ・食事、おやつキャンセル..... 当日のキャンセルの場合、昼食代・おやつ代合算700円を申し受けます
- ・時間変更 可能な限りお受けいたします
- ・設備、器具の利用 適宜ご利用ください

6. 非常災害対策

- ・防災時の対応 防災マニュアル
- ・防災設備 スプリンクラー ・ 非常放送 ・ 消火器 ・ 非常通報
- ・防災訓練 年2回
- ・防火責任者 第二万寿園で担当

7. 介護サービス情報の公表

介護サービス情報の公表とは、「サービスの質の向上」を目的に、全国の介護事業所情報が客観的な確認事項にそって一律の基準のもとに開示されるものです。

この「介護サービス情報の公表」は、ほぼすべての指定介護事業者に義務づけられるもので、公表内容は「基本情報」と「調査情報」で構成されます。

当事業所の公表内容については、事業所内で閲覧できる他、ホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション・介護サービス情報の公表について」において公表されています。

8. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当センターご利用者相談・苦情・個人情報担当窓口

担当 【契約書別紙】に示します

電話 042-392-7721

* 当事業所において解決が困難な場合は、当法人が設置する第三者委員会にゆだねることができます。

② その他

- ・市の相談窓口で苦情を伝えることができます。
東村山市役所 高齢介護課 高齢福祉係
電話 042-393-5111(市役所代表)
- ・国保連合会の相談窓口で苦情を伝えることができます。
東京都国民健康保険団体連合会「苦情相談窓口」
電話 03-6238-0177(直通)

